

－ 審査事務規程の一部改正について（第57次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和6年8月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。[9-3]
2. 平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテストを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。[9-8]

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347